

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った各非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成23年10月11日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成18年 4月 1日から平成19年 3月26日までの間に、異議申立人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 平成23年11月21日、実施機関は、本件開示請求のうち平成19年 2月 1日から同年 3月26日までの分について、事務所管課ごとに次の決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 守山区区民生活部市民課（当時の守山区志段味支所庶務係を含む。以下「守山区」という。）は、平成19年 3月26日に、異議申立人の戸（除）籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書を特定し、そのうち異議申立人以外の者に関する個人情報を次の理由により非開示とする一部開示決定を行った。

条例第20条第 1項第 3号に該当

開示請求者以外の者に関する個人情報は、開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。

(2) 以下の事務所管課は、異議申立人の戸籍謄抄本等（附票を含む。）を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書が存在しないことを理由として、非開示決定を行った。

ア 千種区区民生活部市民課（以下「千種区」という。）

イ 東区区民生活部市民課（以下「東区」という。）

ウ 北区区民生活部市民課（当時の北区楠支所市民係を含む。以下「北区」という。）

エ 西区区民生活部市民課（当時の西区山田支所市民係を含む。以下「西

- 区」という。)
- オ 中村区区民生活部市民課（以下「中村区」という。）
 - カ 中区区民生活部市民課（以下「中区」という。）
 - キ 昭和区区民生活部市民課（以下「昭和区」という。）
 - ク 瑞穂区区民生活部市民課（以下「瑞穂区」という。）
 - ケ 熱田区区民生活部市民課（以下「熱田区」という。）
 - コ 中川区区民生活部市民課（当時の中川区富田支所市民係を含む。以下「中川区」という。）
 - サ 港区区民生活部市民課（当時の港区南陽支所市民係を含む。以下「港区」という。）
 - シ 南区区民生活部市民課（以下「南区」という。）
 - ス 緑区区民生活部市民課（以下「緑区」という。）
 - セ 名東区区民生活部市民課（以下「名東区」という。）
 - ソ 天白区区民生活部市民課（以下「天白区」という。）

3 平成24年 2月 8日、実施機関は、本件開示請求のうち平成18年 4月 1日から平成19年 1月31日までの分について、事務所管課ごとに次の決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

事務所管課	決定内容	非開示事由
千種区	非開示決定（以下「本件処分①」という。）	異議申立人の戸籍謄抄本等（附票を含む。）を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書が存在しないため。
東区	非開示決定（以下「本件処分②」という。）	
北区	非開示決定（以下「本件処分③」という。）	
西区	非開示決定（以下「本件処分④」という。）	
中村区	非開示決定（以下「本件処分⑤」という。）	
中区	非開示決定（以下「本件処分⑥」という。）	
昭和区	非開示決定（以下「本件処分⑦」という。）	
瑞穂区	非開示決定（以下「本件処分⑧」という。）	
熱田区	非開示決定（以下「本件処分⑨」という。）	
中川区	非開示決定（以下「本件処分⑩」という。）	
港区	非開示決定（以下「本件処分⑪」という。）	
南区	非開示決定（以下「本件処分⑫」という。）	
守山区	非開示決定（以下「本件処分⑬」という。）	
緑区	非開示決定（以下「本件処分⑭」という。）	
名東区	非開示決定（以下「本件処分⑮」という。）	
天白区	非開示決定（以下「本件処分⑯」という。）	

- 4 平成24年 6月 2日、異議申立人は、本件処分①から本件処分⑯までを不服として、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分①から本件処分⑯までを取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本来発行されている戸籍謄抄本の発行記録がないという報告のため、再度記録の点検を求める。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 戸（除）籍謄抄本等交付申請書とは、戸（除）籍に記載されている者等が戸（除）籍の記載事項に関する証明書の交付を受ける際に、区役所の市民課等に提出する文書である。

本件開示請求の時点においては、戸籍謄抄本（除籍謄抄本等を除く。）の交付申請に関しては、本籍区以外の区役所の市民課等でも受け付けている。

- 2 16区の市民課で受理した戸（除）籍謄抄本等交付申請書は、申請方法及び申請日により整理し、執務室等で保管している。

- 3 本件開示請求を受け、平成18年 4月 1日から平成19年 1月31日までの間に、守山区に申請のあった戸（除）籍謄抄本等交付申請書を全て見返したところ、異議申立人の戸籍謄抄本を申請した戸（除）籍謄抄本等交付申請書は存在しなかった。

また、平成18年 4月 1日から平成19年 1月31日までの間に、守山区以外の区の市民課等（以下「守山区以外の区」という。）に申請のあった他区本籍分の戸（除）籍謄抄本等交付申請書を全て見返したところ、異議申立人の戸籍謄抄本を申請した戸（除）籍謄抄本等交付申請書は存在しなかった。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 戸籍謄本等の交付について

(1) 戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属（以下これらを「本人等」という。）、本人等以外の第三者、国及び地方公共団体の機関並びに弁護士等は、戸籍法（昭和22年12月22日法律第 224号）第10条、同第10条の 2若しくは同第12条の 2又は住民基本台帳法（昭和42年 7月25日法律第81号）第20条に基づき、戸籍の謄本及び抄本（以下これらを「戸籍謄抄本」という。）、除かれた戸籍（以下「除籍」という。）の謄本及び抄本、戸籍及び除籍に記載した事項に関する証明書並びに戸籍の附票の写し（以下これらを「戸（除）籍謄抄本等」という。）の交付の請求をすることができる。

(2) 本市において、戸（除）籍謄抄本等の交付申請を行う者（以下「交付申請者」という。）は、原則として、本籍地の区役所又は支所の窓口（以下これらを「本籍区」という。）へ戸籍に関する証明書交付申請書等（以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。

なお、戸籍が電算化するまで、本籍地以外の区役所又は支所の窓口（以下これらを「申請区」という。）に他区用戸籍謄抄本交付申請書（以下「他区用交付申請書」という。）を提出することによって、戸籍謄抄本に限って交付を受けることができるファクシミリネットワークサービスが行われていた。

3 ファクシミリネットワークサービスについて

(1) 申請区において、戸籍謄抄本の交付申請がなされた場合、申請区は他区用交付申請書をファクシミリで本籍区へ送信する。

(2) 本籍区は、申請区からファクシミリで送信された他区用交付申請書（以下「F A Xサービス申請書（発信）」という。）を受信した後、戸籍謄抄本を作成し、F A Xサービス申請書（発信）及び戸籍謄抄本をファクシミリで申請区へ送信する。

(3) 申請区は、本籍区から折り返しファクシミリで送信されたF A Xサービス申請書（発信）（以下「F A Xサービス申請書（返信）」という。）及び戸籍謄抄本を受信した後、戸籍謄抄本を交付申請者に交付する。

4 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人の本籍地である守山区で異議申立人の戸（除）籍謄抄本等の交付申請がなされた場合、守山区では交付申請書が保管されている。

また、異議申立人の本籍地ではない守山区以外の区で、異議申立人の戸籍謄抄本の交付申請がなされた場合、当該交付申請がなされた区では他区用交付申請書及びFAXサービス申請書（返信）が保管されている。

したがって、異議申立人が請求している行政文書は、平成18年4月1日から平成19年1月31日までの間に、異議申立人の戸（除）籍謄抄本等を申請したことの記載がある交付申請書、他区用交付申請書及びFAXサービス申請書（返信）である。

(2) 守山区について

ア 守山区においては、本件開示請求を受けて、平成18年4月1日から平成19年1月31日までの期間に守山区で受け付けた交付申請書を対象に検索を行った結果、異議申立人に係る交付申請書は存在しなかった。

イ また、本件異議申立て後、当審議会の要請により、再度、当該期間に守山区で受け付けた交付申請書を対象に検索を行ったが、異議申立人に係る交付申請書は存在しないとの回答であった。

ウ したがって、守山区においては、当該期間中の異議申立人に係る交付申請書を二重に検索していることから、本件請求文書は存在しないと認められる。

(3) 守山区以外の区について

ア 東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、南区、名東区及び天白区（以下これらを「東区始め10区」という。）について

(ア) 東区始め10区においては、本件開示請求を受けて、平成18年4月1日から平成19年1月31日までの期間に受け付けた他区用交付申請書及びFAXサービス申請書（返信）の双方を対象に検索を行った結果、異議申立人に係る他区用交付申請書及びFAXサービス申請書（返信）は存在しなかった。

(イ) したがって、東区始め10区においては、当該期間中の異議申立人に係る他区用交付申請書及びFAXサービス申請書（返信）を二重に検

索していることから、本件請求文書は存在しないと認められる。

イ 中川区及び緑区について

(ア) 中川区及び緑区においては、本件開示請求を受けて、平成18年 4月 1日から平成19年 1月31日までの期間に受け付けた他区用交付申請書を対象に検索を行った結果、異議申立人に係る他区用交付申請書は存在しなかった。

(イ) また、本件異議申立て後、当審議会の要請により、再度、当該期間中に受け付けたF A Xサービス申請書（返信）を対象に検索を行ったが、異議申立人に係るF A Xサービス申請書（返信）は存在しないとの回答であった。

なお、緑区については、平成18年 5月 1日から同年 7月31日までの期間に受け付けたF A Xサービス申請書（返信）を、当審議会の要請以前に廃棄していたため、当該期間については他区用交付申請書を再度、検索したが、異議申立人に係る他区用交付申請書は存在しないとの回答であった。

(ウ) したがって、中川区及び緑区においては、当該期間中の異議申立人に係る他区用交付申請書及びF A Xサービス申請書（返信）を二重に検索していることから、本件請求文書は存在しないと認められる。

ウ 千種区、熱田区及び港区について

(ア) 千種区、熱田区及び港区においては、本件開示請求を受けて、平成18年 4月 1日から平成19年 1月31日までの期間に受け付けたF A Xサービス申請書（返信）を対象に検索を行った結果、異議申立人に係るF A Xサービス申請書（返信）は存在しなかった。

(イ) また、本件異議申立て後、当審議会の要請により、再度、当該期間中に受け付けた他区用交付申請書を対象に検索を行ったが、異議申立人に係る他区用交付申請書は存在しないとの回答であった。

(ウ) したがって、千種区、熱田区及び港区においては、当該期間中の異議申立人に係るF A Xサービス申請書（返信）及び他区用交付申請書を二重に検索していることから、本件請求文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 6月22日	諮問書の受理
6月27日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月20日	実施機関（瑞穂区・熱田区）の弁明意見書を受理
7月24日	実施機関（西区・中村区）の弁明意見書を受理
7月25日	実施機関（昭和区・中川区・南区・守山区）の弁明意見書を受理
7月26日	実施機関（東区・緑区）の弁明意見書を受理
7月27日	実施機関（港区・名東区・天白区）の弁明意見書を受理
7月30日	実施機関（中区）の弁明意見書を受理
7月31日	実施機関（千種区・北区）の弁明意見書を受理
8月 2日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
10月24日 (第 171回審議会)	調査審議
12月19日 (第 173回審議会)	調査審議
平成25年 3月 6日 (第 176回審議会)	調査審議
5月17日 (第 178回審議会)	調査審議
6月 7日	答申